

4 景品表示法違反に対する事件処理手続及び措置

1 事件処理手続

平成 26 年 6 月改正法（平成 26 年 12 月 1 日施行）により、消費者庁長官は、景品表示法違反事件に対する調査権限をこれまでの公正取引委員会に加え、緊急かつ重点的に違反事件に対処する必要があるときは当該事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができることになりました（第 33 条第 3 項）。また、消費者庁長官のみの権限となっていた措置命令権限と合理的根拠の提出要求権限が、都道府県知事に対しても付与されることになりました（第 33 条第 11 項）。

（1）措置命令の内容

措置命令とは、景品表示法に違反する行為が認められた場合に、事業者に対し、事実で認定された違反行為の差止め、再発防止のために必要な措置、違反していたことの公示、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずる**行政処分**です。違反行為が既になくなっている場合でも措置命令を出すことができます。措置命令に先立ち、事業者に弁明の機会を与え、処分の原因となる事実について事業者に防御権を与えています。

違反していたことの公示方法については、通常は新聞等での訂正広告が命じられます。

「今後 1 年間、チラシ、新聞、テレビ等による広告をしたときは、その広告物を消費者庁へ提出すること」を義務付けたりすることもあります。

措置命令が出されたときには、その内容が公表されます。

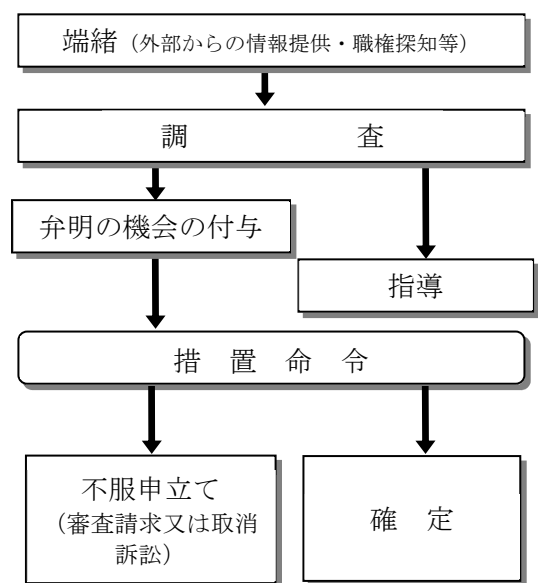
（2）措置命令に対する不服申立て

措置命令に不服があり争う場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法によることになります。

行政不服審査法による場合は、措置命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に消費者庁長官に対して審査請求をすることができます。

行政事件訴訟法による場合は、措置命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）に対して、処分の取消しの訴えを提起することができます。行政不服審査法による審査請求に関する裁決に不服がある場合でも取消訴訟を行うことができます（この場合は、審査請求に関する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に取消訴訟を提起しなければなりません）。

景品表示法違反事件処理図



(3) 措置命令の効力

措置命令は行政処分であり、措置命令を受けた事業者は、命じられた事項を実行する義務があり、措置命令に従わない者は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科されます（第36条第1項）。また、事業者に対しても、3億円以下の罰金が科されます（両罰規定。第38条第1項）。

(4) 指導

措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、景品表示法に違反するおそれがあるときは、関係事業者に対し、是正措置を採るよう指導が行われています。

2 適格消費者団体の差止請求権

適格消費者団体による差止請求とは、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、一定の要件の下で認定された消費者団体（適格消費者団体）に差止請求を行う権利が認められているもので、「消費者団体訴訟制度」と呼ばれております。

消費者団体訴訟制度は平成18年の消費者契約法の改正により導入され（平成19年6月施行）、当初は消費者契約法に違反した不当な勧誘や不当な契約行為が対象でしたが、その後対象が拡充され、現在では、消費者契約法、景品表示法、特定商取引法及び食品表示法の4つの法律に基づく様々な行為が差止請求の対象となっています。この結果、適格消費者団体は、事業者が、優良誤認表示及び有利誤認表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の停止若しくは予防などに必要な措置をとることを裁判所に請求することができるようになりました。

現在（令和3年3月末）、適格消費者団体として21団体が認定されています。